

さいたま市国民健康保険の特定健康診査・後期高齢者健診 の開始についてのお知らせ

40歳～74歳の方を対象に、**特定健康診査**（特定保健指導）を、

75歳以上の方を対象に**後期高齢者健診**を実施しております。

特定健康診査（特定保健指導）は、心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームの予防、早期発見、改善のための健診です。メタボリックシンドロームを放っておくと、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中・糖尿病など生活習慣病の発症につながります。

健診結果で動機付け支援の対象となった方はメタボリックシンドロームの予備軍です。

動機付け支援を行い、生活習慣の見直しを行い、生活習慣病の発症を予防しましょう。

<対象者>

さいたま市国民健康保険に加入者している年度末年齢40歳から75歳の誕生日前日までの方（昭和20年4月28日から昭和56年3月31日生まれまで）

※ただし、受診時に75歳以上の方は、後期高齢者健康診査の対象となります。

<費用>

無料

<受診方法>

1. 特定健康診査受診券が届きます。

(5月上旬に送付しました受診券は、がん検診等の案内と一体化しています。)

2. さいたま市特定健康診査実施医療機関に予約します。
3. 予約した医療機関に、受診券と保険証を持参し受診します。

前年度の健診結果をお持ちの方は、その健診結果も持参してください。

4. 後日、健診を受診した医療機関で、健診の結果説明を受けます。
5. 健診の結果にもとづき、生活習慣の改善の必要性に合わせた保健指導（特定保健指導）を受けます。

・特定保健指導を受ける場合には、保険証を持参してください。

<検査項目>

基本的な健診項目

問診・診察、身体計測（腹囲を含む）、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、腎機能検査、心電図検査、貧血検査

眼底検査・・・当該年度の健診結果において基準に該当し、医師が必要と認めた場合に実施します。

詳細はさいたま市より郵送済みのご案内や[ホームページ](#)をご覧ください。